

# 生鮮食品の原産地表示に関する現状と課題

資料1

## 生鮮食品の表示の現状

### 1. JAS法に基づく表示

JAS法に基づき、全ての生鮮食品に、名称と原産地の表示が義務付けられている。

## 生鮮食品の原産地の表示方法

|                  | 国産品  | 輸入品                                     |
|------------------|--|---|
| 農産物              | ・都道府県名を記載(市町村名その他一般に知られている地名を原産地として記載することができる。)                                | ・原産国名を記載(一般に知られている地名を原産地として記載することができる。) |
| 畜産物 <sup>*</sup> | ・国産である旨を記載(主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を原産地として記載することができる。)               | ・原産国名を記載                                |
| 水産物              | ・水域名又は地域名(主たる養殖場が属する都道府県名をいう。)を記載。水域名の記載が困難な場合は水揚港名又は水揚港が属する都道府県名を記載することができる。) | ・原産国名を記載(水域名を併記することができる。)               |

\* 生体を輸入した場合に、輸入をした日から牛は3ヶ月、豚は2ヶ月、牛又は豚以外の家畜は1ヶ月を超えてと畜して生産したものは国産品扱い。

# 生鮮食品の表示例

農産物

|      |      |
|------|------|
| 県産   | たまねぎ |
| (1個) | 円    |

畜産物

|  |                     |
|--|---------------------|
| 国産   | 牛もも肉                |
|  | 正味量(g) 100g当たり<br>円 |
|  | 加工日 価格(円)           |
| 保存温度 4 以下  |                     |
| (株) 店 消費期限   |                     |
| 県 市  |                     |

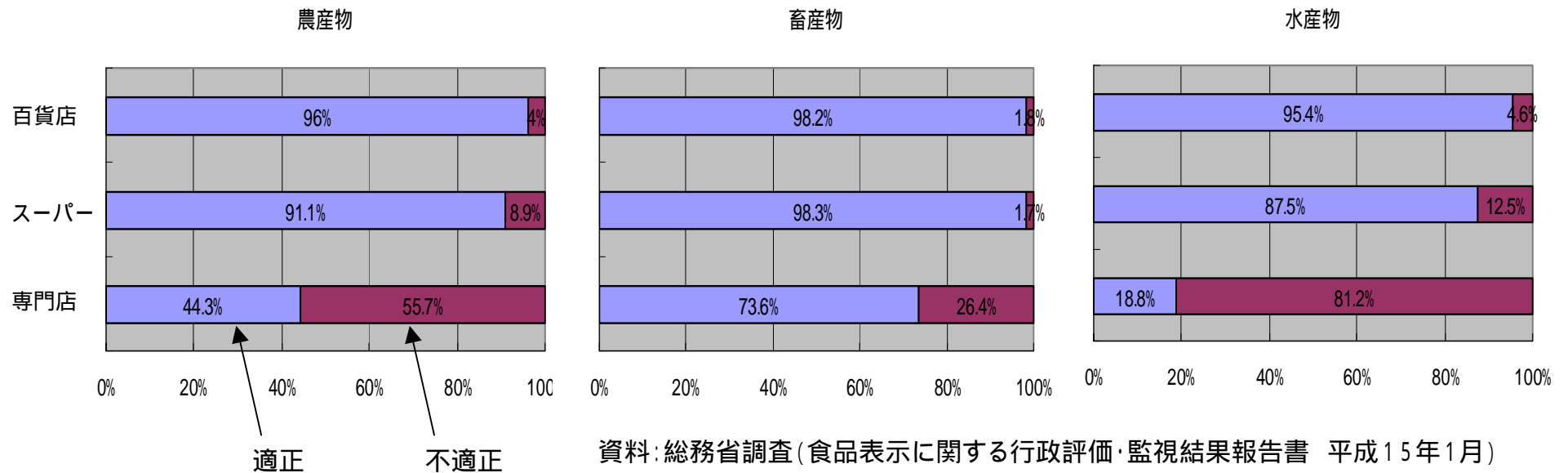
水産物



## 2. 表示の実施状況

表示の実施状況は確実に向上しているが、専門店等の中には表示が十分でないものも見られる。

### 生鮮食品の名称、原産地の表示の実施状況



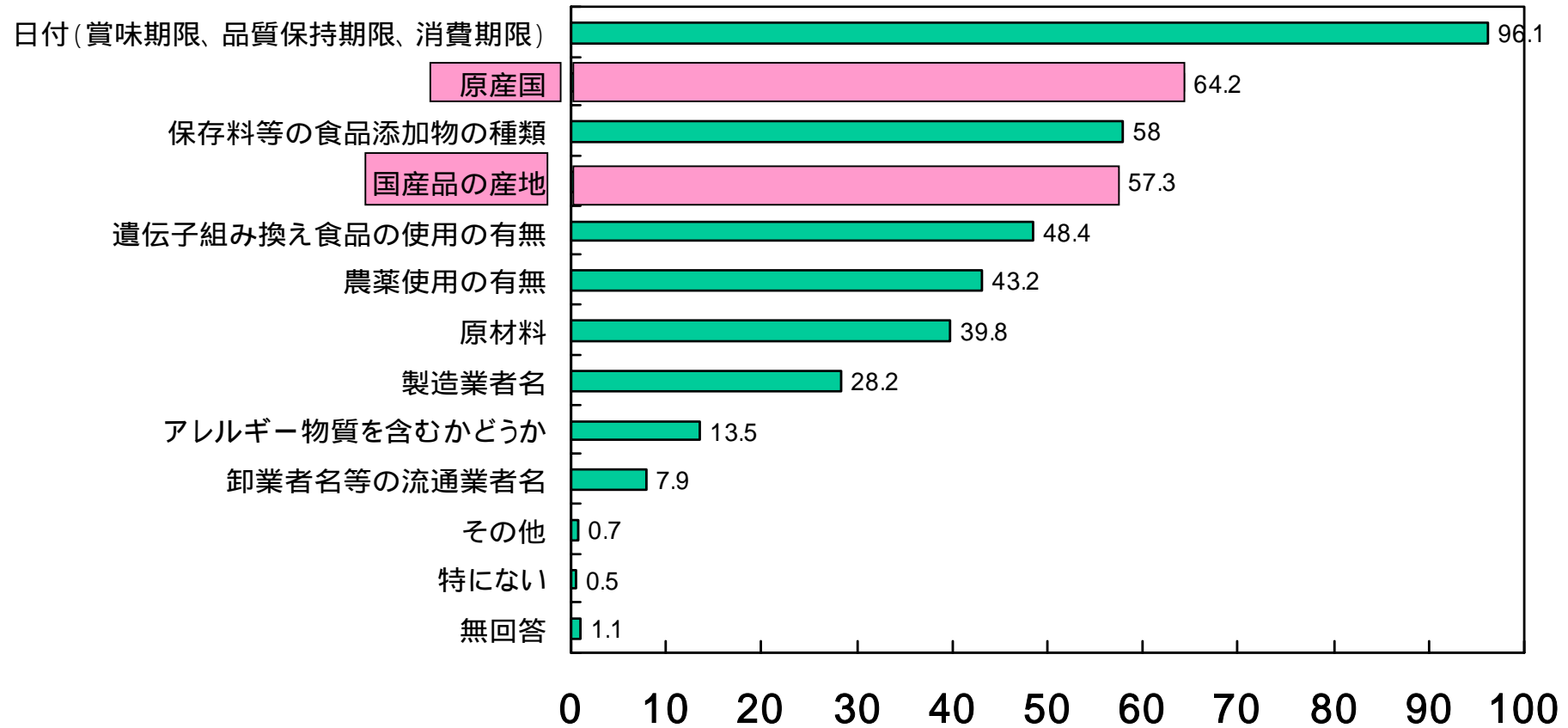
製造業者、販売業者等における適正な表示の実施を徹底させるために、今後とも引き続き品質表示基準等について周知、指導等が必要。特に、中間流通業者段階の適切な情報伝達が必要。

### 3. 消費者の意識

消費者が食品を購入する際に、期限表示に次いで「原産国」表示が重視されている。

食品を購入する際に、価格や量目以外で重視する表示

(複数回答) n = 2121



資料: 第33回国民生活動向調査(国民生活センター 平成15年2月) (%)

## 生鮮食品の表示に関する問題点

### 1. 原産地の考え方

(1) 原産地とは、原則として当該農畜水産物が生産(採捕)された場所。

(2) ただし、畜産物、水産物の場合、その飼養過程、育成過程の中で、産地を移動する場合がある。

例) 肉牛: 子牛の飼養 子牛市場 他県で肥育 と畜

はまぐり: 中国で採捕 日本で浜まき 採捕

(3) 複数の産地を経由した場合、もっとも期間の長い場所(主たる飼養地又は主たる養殖場)を原産地として表示するルールとなっている。

(一般的な原産地の考え方(イメージ))



注) 上記イメージは、原産地を「県」等としているが、畜産物の場合「国産」表示で構わない。

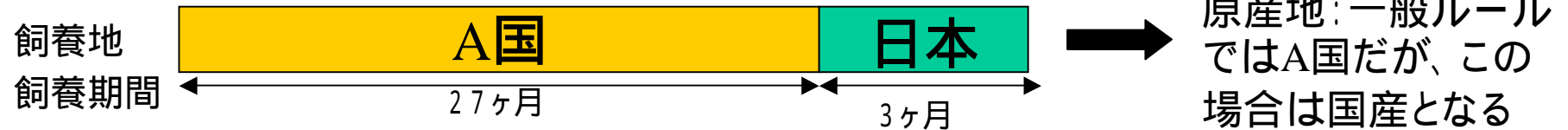
## 2. 外国から生体を輸入し国内で飼養した畜産物に関する特例

「牛を生体輸入し、3ヶ月(豚では2ヶ月、牛・豚以外では1ヶ月)を超えて国内で飼養した場合、国産扱い。」(いわゆる3ヶ月ルール)について基本ルールと整合性を図る必要があるか。

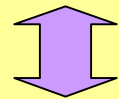
### 例1) はまぐりの場合



### 例2) 牛の場合



牛を生体輸入し、3ヶ月(豚では2ヶ月、牛・豚以外では1ヶ月)を超えて国内で飼養した場合、国産扱い。



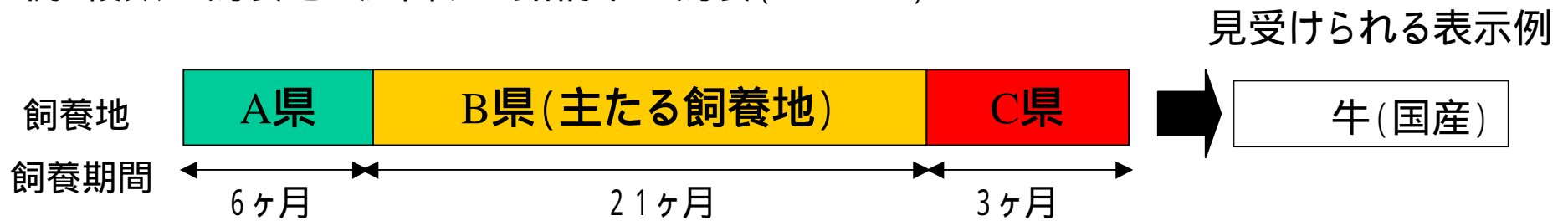
不整合

国内での産地移動の場合、飼養期間が最も長いところが原産地

### 3. 地名を冠した銘柄牛の表示

「牛」「牛」等、地名を冠した銘柄牛の場合、主たる飼養地が属する都道府県と銘柄に冠した地名が異なる場合があるが、これについてどう考えるか。

例：複数の飼養地を経由する銘柄牛の飼養（イメージ）



は、通常C県に関連する地名であることから、消費者はを原産地と誤認する可能性がある。

(参考) 地名を冠した銘柄牛は、それぞれ独自の基準を有している場合が多い。

例) 松阪牛：肥育対象地域(松阪市、津市、伊勢市等22市町村と松阪牛生産者の会会員)で肥育された黒毛和種未經産雌牛

近江牛：滋賀県内で肥育、又は県外から品質の高い牛を集畜した黒毛和種で一定水準以上の肉質を有するもの